

グループホーム能羅坊 重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・ 事業所名称 認知症対応型共同生活介護 グループホーム 能羅坊
- ・ 開設年月日 平成 14 年 4 月 1 日
- ・ 所在地 栃木県芳賀郡益子町大字益子 25 番地
- ・ 管理者 河原井友紀子
- ・ 電話番号 0285 - 70 - 1155 (東棟) 0285 - 70 - 1156 (西棟)
- ・ Fax 番号 0285 - 70 - 1161
- ・ 介護保険事業所指定番号 0972700413

(2) 事業の目的及び運営の方針

- ア 当グループホームは、介護保険法及び益子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等を定める条例に基づき、認知症を有する入居者が、安心してその能力に応じた生活を営めるように、高齢者の特性に配慮した適切な居住空間と介護サービスを提供することを目的とします。
- イ 認知症という病気のために自分の家では暮らし続けることができなくなった高齢者が当グループホームにそれぞれ個室をもって、家族と一緒に生活しているような一つの生活共同体をつくることを目的とします。
- ウ 運営方針は*「能羅坊」の名称に示されるように、他者を差別せず、自己と平等とみなせる能力に由来します。認知症高齢者等の個性と尊厳を重んじ、本人の意思を尊重して、本人の立場に立って望ましい介護サービスを提供します。

(3) 当グループホームとの契約解除と賠償について

当グループホームは、入居者及び代理人・身元引受人（以下「入居者の家族等」という）に対し、次に掲げる場合には本規程に基づく入居利用を 解除・終了することができます。

- ア 入居者が要介護認定において自立又は要支援 1、要支援 2 と認定された場合。
- イ 入居者の病状、心身状態等が、著しく悪化し、当グループホームでの認知症対応型共同生活介護サービスの提供の限度を超えると判断された場合。
- ウ 入居者及び入居者の家族等が、本規程に定める利用料金を 2 か月分滞納し、その支払いを催促日から起算して 10 日以内に支払われない場合。
- エ 入居者が、当グループホームの職員又は他の入居者等に対して、複数回にわたる自傷他害の暴力行為を行った場合。
- オ 天災、災害、設備の故障、その他やむを得ない理由により、当グループホームの利用ができない場合。
- カ 入居者の居室、設備及び器具は本来の用法にしたがって使用すること。これに反した使用によって破損、故障等が生じた場合は賠償を求める。
- キ 契約解除した場合でも、滞納した利用料金の支払い義務はその効力を有するものとする。

(4) 入居定員等

定員 当グループホームにおける共同生活住居ごとの入居定員は、9 人とする。（2 ユニット：18 人）

居室 全個室

(5) 事業所の職員体制

ユニット職種	東棟	西棟	職務内容
事業所管理者	1人		事業所の業務総括・執行
事業所介護支援専門員	1人		ケアプラン作成
介護従業者	6人	7人	身体介護・家事援助・生活援助等

2 サービス内容

- (1) ケアプランの作成
- (2) 身体介護（食事介助、入浴介助、排泄介助）
- (3) 家事援助（買い物、調理、掃除、洗濯）
- (4) 生活援助（理美容、散歩、買い物同行、診療所受診）
- (5) 機能訓練（レクリエーション、音楽療法）
- (6) その他

3 入居利用料金

(1) 基本料金

- ア グループホーム能羅坊料金
- イ 加算等
- ウ 日常生活費（金額については利用料金表を参照下さい）

(2) 支払い方法

- ・ 毎月 15 日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払方法は、現金・現金書留・振込の 3 方法があります。入居契約時にお選びください。

4 記録

- (1) 当グループホームは、入居者のサービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間保管します。
- (2) 当グループホームは、入居者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には原則としてこれに応じます。

5 身体的拘束等の適正化のための指針

当グループホームでは、身体的拘束等の適正化のための指針を定め、入居時に内容の説明を行います。当グループホームは、原則として入居者の生命又は身体を保護するための点滴や酸素マスクを外す行為、ほかの入居者に危害を加える行為等、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束など入居者の行動を制限する行為を行いません。生命又は身体を保護するために緊急に行う場合には、その方法・時間・入居者の心身の状況及びやむを得ない状況を記録します。緊急でない場合については代理人の承諾を得た範囲とします。また、身体的拘束等の対策検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護従業者その他の従業者に周知徹底を図り、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

6 虐待の防止のための措置に関する事項

当グループホームは入居者の人権の擁護・虐待等のため、必要な体制の整備を行うとともに、次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を定める
- (3) 従業員に対する虐待を防止するための研修の実施。

7 個人情報及びプライバシーの保護

当グループホームとその職員は、業務上知り得た入居者又は入居者の家族等に関する情報を漏らしません。ただし、次の各号については、緊急を要する場合又は、入居者若しくは入居者の家族等と連絡がとれない場合を除いて、予め同意を得た上で情報提供を行うこととします。

- (1) 介護サービス利用のための当グループホーム内部での情報交換、市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- (2) 学会、研究会等での事例研究発表会等。なお、この場合、入居者個人を特定できないように可能な限り仮名等を利用することを厳守します。

8 看取り介護指針

当グループホームでは、看取り介護指針を定め、入居時の説明において内容の説明を行うとともに、必要な時点においてその都度説明を行い、入居者本人又は入居者の家族等から同意を得るものとします。ただし、入居者本人に説明しても理解できない時や、再三にわたる連絡をしたにもかかわらず、入居者の家族等との連絡がとれない場合又は誠実性を欠く場合には、厚生労働省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン（改訂平成30年3月）」に準じて判断するものとします。

9 緊急時の対応

当グループホームは、入居者が急病又は外傷により診察及び治療が必要となった場合、その他入院が必要な場合は、入居者の主治医又は協力医療機関等において速やかに適切な医療が受けられるよう、必要な措置を行います。

・ 協力医療機関

名称	医療法人 普門院診療所
住所	栃木県芳賀郡益子町大字益子 4469 番地
T E L	0285 - 72 - 7122

・ 協力歯科医療機関

名称	ウエスト歯科クリニック
住所	栃木県芳賀郡益子町大字埜 1163 番地
T E L	0285 - 72 - 8110

10 入居にあたっての留意事項

- ・ 面会・・・・・・・・・・・・・・・・午前8時～午後8時の間は面会できます。
- ・ 外出・外泊・・・・・・・・・・・・外出・外泊届を介護スタッフに提出してください。
- ・ 飲酒・喫煙・・・・・・・・・・・・原則として禁止です。
- ・ 火気の取り扱い・・・・・・・・・・・・ライター類は持ち込み禁止です。
- ・ 刃物・カッター・・・・・・・・・・・・持ち込み禁止です。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み・・所持品には必ず名前を記入してください。
- ・ 金銭・貴重品の管理・・・・・・・・貴重品は持ち込まないようにしてください。紛失の際は責任を負いかねます。

11 要望又は苦情等について

入居者及び代理人・身元引受人は、当グループホームの提供する介護サービスに対しての要望又は苦情等について、各棟苦情処理担当者に申し出ることができます。要望又は苦情があった場合は、誠意をもって迅速かつ適切な対応を致します。

電話番号	(東棟) 0285 - 70 - 1155・(西棟) 0285 - 70 - 1156
FAX 番号	(老人保健施設看清坊) 0285 70 1161
受付時間	月曜日～日曜日 午前8:30～午後5:00

※ 担当者が不在の場合は、翌日にご連絡させていただきます。

12 非常災害対策

- ・ 防災設備 自動火災報知設備、非常灯、誘導灯、消火器
- ・ 防災訓練 年3回以上実施します(火災訓練2回、土砂災害1回)

13 運営推進会議

当グループホームはサービスの内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているかの確認と、市町村・地域包括支援センター・消防署との関わり、地域との連携及び交流の促進を図るため運営推進会議を定期的に開催する。

※ 能羅坊の名称とは、千二百年前にあった西明寺の十二坊の名称の一つです。「羅」字は火の如く利己心を焼き消す智慧、即ち福祉の根拠を示しています。

附 則

平成14年4月1日作成

平成29年10月1日一部改正

平成30年8月1日一部改正

令和元年8月1日一部改正

令和元年11月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和3年10月1日一部改正